

請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="331 491 855 528">請負工事設計変更等ガイドライン</p> <p data-bbox="488 1110 696 1147">令和3年10月</p> <p data-bbox="544 1214 645 1251">札幌市</p>	<p data-bbox="1216 472 1740 509">請負工事設計変更等ガイドライン</p> <p data-bbox="1384 1090 1570 1126">令和7年4月</p> <p data-bbox="1429 1193 1529 1230">札幌市</p>	<p data-bbox="1944 1203 2067 1240">年月の修正</p>

請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備考
<p>1 ガイドライン策定の背景と目的</p> <p>平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という。）では、「建設工事の担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「適切に施行条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更」が明記された。</p> <p>本ガイドラインは、改正品確法の趣旨を踏まえ発注者としての責務を果たすため、札幌市建設工事請負契約約款（4資料(1)、以下「契約約款」という。）に規定する設計変更及び工事の一時中止に係る手続きやルールを明らかにし、受注者・発注者間の共通指針とすることにより、設計変更等を適切に行うことを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、設計変更等における一般的な考え方を示すものである。</p> <p>【改正品確法】（抜粋）（基本理念）</p> <p>第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p>第7条 1号～6号省略</p> <p>7 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。</p> <p>【発注関係事務の運用に関する指針】（抜粋）</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」（平成27年1月30日）</p> <p>II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項</p> <p>1-1 工事発注準備段階</p> <p>（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）</p> <p>工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。</p> <p>1-3 工事施工段階</p> <p>（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）</p> <p>施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。</p>	<p>1 ガイドライン策定の背景と目的</p> <p>平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という。）では、「建設工事の担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「適切に施行条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更」が明記された。</p> <p>本ガイドラインは、改正品確法の趣旨を踏まえ発注者としての責務を果たすため、札幌市建設工事請負契約約款（4資料(1)、以下「契約約款」という。）に規定する設計変更及び工事の一時中止に係る手続きやルールを明らかにし、受注者・発注者間の共通指針とすることにより、設計変更等を適切に行うことを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、設計変更等における一般的な考え方を示すものである。</p> <p>【改正品確法】（抜粋）（基本理念）</p> <p>第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。</p> <p>第7条 1号～6号省略</p> <p>7 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。</p> <p>【発注関係事務の運用に関する指針】（抜粋）</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」（令和7年2月3日改正）</p> <p>II 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項</p> <p>1-1 工事発注準備段階</p> <p>（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）</p> <p>工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。</p> <p>1-3 工事施工段階</p> <p>（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）</p> <p>施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。</p>	<p>指針改正に伴う修正</p> <p>同上</p>

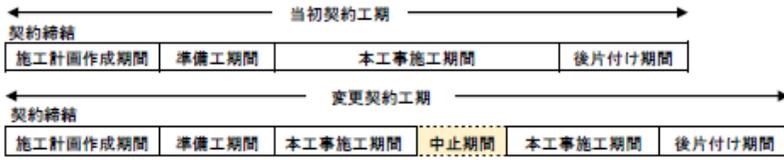
請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>2 設計変更</p> <p>2-1 用語の定義</p> <p>■「設計変更」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面等の設計図書を変更する場合、契約手続き前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。</p> <p>■「契約変更」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期の変更又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。</p> <p>■「軽易な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの ・新工種に係るもの ・設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が当初請負代金額の20%を超えるもの、又は1,000万円以上のもの <p>■「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。</p> <p>■「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。</p> <p>■「協議」とは、協議事項について監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</p> <p>2-2 設計変更の基本事項</p> <p>(1) 基本原則</p> <p>設計変更は、工事の実施にあたり、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様等の一部を変更することをいい、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第42条、札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）では第21条～第23条）</p> <p>従って、次のような場合は、上記の設計変更の範囲を越えるものであって、設計変更により対応することはできない。</p> <p>ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する</p> <p>イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する</p> <p>(2) 設計変更に伴う契約変更の範囲</p> <p>ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工条件を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。</p>	<p>2 設計変更</p> <p>2-1 用語の定義</p> <p>■「設計変更」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面等の設計図書を変更する場合、契約手続き前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。</p> <p>■「契約変更」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期の変更又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。</p> <p>■「軽易な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの ・新工種に係るもの ・設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が直近請負代金額の20%を超えるもの、又は3,000万円以上のもの <p>■「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。（電磁的記録を含む。）</p> <p>■「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。</p> <p>■「協議」とは、協議事項について監督員と受注者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</p> <p>2-2 設計変更の基本事項</p> <p>(1) 基本原則</p> <p>設計変更は、工事の実施にあたり、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様等の一部を変更することをいい、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。（札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第42条、札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）では第21条～第23条）</p> <p>従って、次のような場合は、上記の設計変更の範囲を越えるものであって、設計変更により対応することはできない。</p> <p>ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する</p> <p>イ 当初の工事目的と関係のない工種を追加する</p> <p>(2) 設計変更に伴う契約変更の範囲</p> <p>ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>イ 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工条件を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。</p>	<p>基準変更に伴う修正文言追記</p>

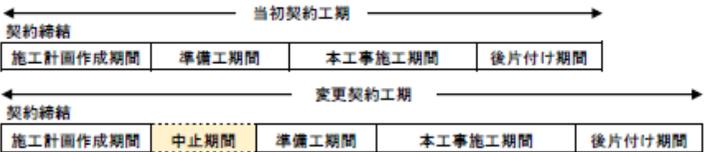
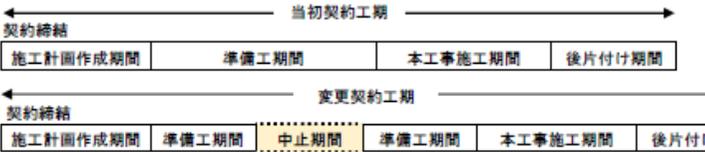
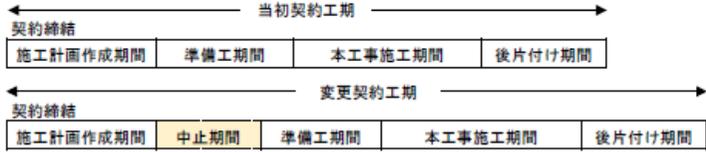
請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備考
<p>【関連規定等】</p> <p>●土木工事の場合</p> <p>【札幌市土木工事共通仕様書】</p> <p>1-1-1-17 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第27条により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 第三者、受注者、使用人及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。</p> <p>3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>●建築・設備工事の場合</p> <p>工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記する。</p> <p>一般共通事項〔項目〕・工事の一時中止</p> <p>工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p>	<p>【関連規定等】</p> <p>●土木工事の場合</p> <p>【札幌市土木工事共通仕様書】</p> <p>1-1-1-17 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第27条により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(4) 第三者、受注者、使用人及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>●建築・設備工事の場合</p> <p>工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記する。</p> <p>一般共通事項〔項目〕・工事の一時中止</p> <p>工事の一時中止に係る計画の作成</p> <p>(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p>	<p>仕様書との 差異を修正</p>

請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>3-5 工期短縮計画書</p> <p>① 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期の短縮について協議し合意を得る。</p> <p>② 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。工期短縮計画書の記載内容は、原則として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ・工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ・工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載 <p>③ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用について受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> <p>3-6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担</p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。(契約約款第20条3項)</p> <p>中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。</p> <p>(1) 請負代金額の変更</p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合に、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。</p> <p>① 増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用地等を確保しなかった場合 ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの <p>② 損害の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者に過失がある場合に生じたもの ・事情変更により生じたもの <p>※以下、①及び②を一括して「増加費用」という。</p> <p>(2) 工期の変更</p> <p>工期の変更期間は、原則として工事を中止した期間とするが、地震、災害等による場合は、後片付け期間や復興時間に長期を要するものもあるため、これらの期間を含めて工期延期をすることも可能である。</p> <p>3-7 増加費用の考え方</p> <p>(1) 本工事施工中に中止した場合（本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事）</p>  <p>当初契約工期</p> <p>契約締結</p> <p>施工計画作成期間 準備工期間 本工事施工期間 後片付け期間</p> <p>変更契約工期</p> <p>契約締結</p> <p>施工計画作成期間 準備工期間 本工事施工期間 中止期間 本工事施工期間 後片付け期間</p>	<p>3-5 工期短縮計画書</p> <p>① 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期の短縮について協議し合意を得る。</p> <p>② 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。工期短縮計画書の記載内容は、原則として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期短縮に必要なとなる施工計画、安全衛生計画等に関すること ・工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること ・工期短縮に伴い新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載 <p>③ 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</p> <p>3-6 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担</p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。(契約約款第20条3項)</p> <p>中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。</p> <p>(1) 請負代金額の変更</p> <p>発注者は、工事の施工を中止させた場合に、請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。</p> <p>① 増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用地等を確保しなかった場合 ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの <p>② 損害の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者に過失がある場合に生じたもの ・事情変更により生じたもの <p>※以下、①及び②を一括して「増加費用」という。</p> <p>(2) 工期の変更</p> <p>工期の変更期間は、原則として工事を中止した期間とするが、地震、災害等による場合は、後片付け期間や復興時間に長期を要するものもあるため、これらの期間を含めて工期延期をすることも可能である。</p> <p>3-7 増加費用の考え方</p> <p>(1) 本工事施工中に中止した場合（本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事）</p>  <p>当初契約工期</p> <p>契約締結</p> <p>施工計画作成期間 準備工期間 本工事施工期間 後片付け期間</p> <p>変更契約工期</p> <p>契約締結</p> <p>施工計画作成期間 準備工期間 本工事施工期間 中止期間 本工事施工期間 後片付け期間</p>	<p>文言修正</p>

請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備考
<p>① 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>ア 工事現場の維持に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 <p>イ 工事体制の縮小に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等 <p>ウ 工事の再開準備に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等 <p>エ 中止により工期延期となる場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用 <p>オ 工期短縮を行った場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の短縮の要因が発注者に起因するもの※1、自然条件（災害等含む）に起因するもの※2とし、工期短縮の要因が受注者に起因する※3場合は、増加費用は見込まない。 ※1 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合等 ※2 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数を見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合、自然災害により一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合等 ※3 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合等 <p>(2) 契約後準備工着手前に中止した場合</p>  <p>ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での準備工に着手するまでの期間をいう</p> <p>イ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。</p> <p>ウ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。</p> <p>(3) 準備工期間に中止した場合</p> 	<p>① 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>② 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>ア 工事現場の維持に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 <p>イ 工事体制の縮小に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等 <p>ウ 工事の再開準備に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等 <p>エ 中止により工期延期となる場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用 <p>オ 工期短縮を行った場合の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の短縮の要因が発注者に起因するもの※1、自然条件（災害等含む）に起因するもの※2とし、工期短縮の要因が受注者に起因する※3場合は、増加費用は見込まない。 ※1 工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合等 ※2 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数を見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合、自然災害により一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合等 ※3 工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合等 <p>(2) 契約後準備工着手前に中止した場合</p>  <p>ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での準備工に着手するまでの期間をいう</p> <p>イ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。</p> <p>ウ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。</p> <p>(3) 準備工期間に中止した場合</p> 	<p>文言修正</p>

請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行		改 正 後		備考																																																																																												
<p>(5) - 3 増加費用の費目と内容 積上げ積算に係る増加費用の費目と内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">現場における増加費用</td> <td rowspan="3">直接工事費目</td> <td>ア 材料費</td> <td>①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等</td> </tr> <tr> <td>イ 労務費</td> <td>①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜 掘工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額</td> </tr> <tr> <td>ウ 水道光熱電力等料金</td> <td>①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指 示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼働させるため に要する費用</td> </tr> <tr> <td>エ 機械経費</td> <td>①工事現場に在置する機械費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">間接工事費目</td> <td>オ 仮設費</td> <td>①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に 要する費用</td> </tr> <tr> <td>カ 運搬費</td> <td>①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費</td> </tr> <tr> <td>キ 準備費</td> <td>①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充 てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のた めの諸準備・測量等で、指示あるいは協議により必要と認めたも のに係る準備費用</td> </tr> <tr> <td>ク 事業損失防止施設費</td> <td>①仮設費に準じて積算した費用</td> </tr> <tr> <td>ケ 安全費</td> <td>①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用</td> </tr> <tr> <td>コ 役務費</td> <td>①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料</td> </tr> <tr> <td>サ 技術管理費</td> <td>原則として計上しない</td> </tr> <tr> <td>シ 営繕費</td> <td>①現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に 要する費用</td> </tr> <tr> <td>ス 労務者輸送費</td> <td>①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる 労務者を一括通勤させるための通勤費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">増加費用</td> <td>セ 社員等従業員給料手当</td> <td>①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐 する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料 手当</td> </tr> <tr> <td>ソ 労務管理費</td> <td>①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用</td> </tr> <tr> <td>タ 地代</td> <td>①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等と して現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用</td> </tr> <tr> <td>チ 福利厚生費等</td> <td>①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信 交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中 の費用</td> </tr> <tr> <td>本支店における増加費用</td> <td>中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店にお ける費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税等相当額</td> <td>現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内容詳細については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について（令和3年2月22日 国官技第286号の3）参照</p>		区分	費 目	内 容	現場における増加費用	直接工事費目	ア 材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等	イ 労務費	①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜 掘工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額	ウ 水道光熱電力等料金	①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指 示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼働させるため に要する費用	エ 機械経費	①工事現場に在置する機械費用	間接工事費目	オ 仮設費	①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に 要する費用	カ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費	キ 準備費	①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充 てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のた めの諸準備・測量等で、指示あるいは協議により必要と認めたも のに係る準備費用	ク 事業損失防止施設費	①仮設費に準じて積算した費用	ケ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用	コ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料	サ 技術管理費	原則として計上しない	シ 営繕費	①現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に 要する費用	ス 労務者輸送費	①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる 労務者を一括通勤させるための通勤費用	増加費用	セ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐 する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料 手当	ソ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用	タ 地代	①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等と して現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用	チ 福利厚生費等	①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信 交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中 の費用	本支店における増加費用	中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店にお ける費用	消費税等相当額		現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用	<p>(5) - 3 増加費用の費目と内容 積上げ積算に係る増加費用の費目と内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">現場における増加費用</td> <td rowspan="3">直接工事費目</td> <td>ア 材料費</td> <td>①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等</td> </tr> <tr> <td>イ 労務費</td> <td>①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜 掘工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額</td> </tr> <tr> <td>ウ 水道光熱電力等料金</td> <td>①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指 示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼働させるため に要する費用</td> </tr> <tr> <td>エ 機械経費</td> <td>①工事現場に在置する機械費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">間接工事費目</td> <td>オ 仮設費</td> <td>①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に 要する費用</td> </tr> <tr> <td>カ 運搬費</td> <td>①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費</td> </tr> <tr> <td>キ 準備費</td> <td>①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充 てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のた めの諸準備・測量等で、発注者が指示あるいは受発注者間協議に より発注者が必要と認めたものに係る準備費用</td> </tr> <tr> <td>ク 事業損失防止施設費</td> <td>①仮設費に準じて積算した費用</td> </tr> <tr> <td>ケ 安全費</td> <td>①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用</td> </tr> <tr> <td>コ 役務費</td> <td>①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料</td> </tr> <tr> <td>サ 技術管理費</td> <td>原則として計上しない</td> </tr> <tr> <td>シ 営繕費</td> <td>①現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に 要する費用</td> </tr> <tr> <td>ス 労務者輸送費</td> <td>①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる 労務者を一括通勤させるための通勤費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">増加費用</td> <td>セ 社員等従業員給料手当</td> <td>①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐 する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料 手当</td> </tr> <tr> <td>ソ 労務管理費</td> <td>①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用</td> </tr> <tr> <td>タ 地代</td> <td>①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等と して現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用</td> </tr> <tr> <td>チ 福利厚生費等</td> <td>①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信 交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中 の費用</td> </tr> <tr> <td>本支店における増加費用</td> <td>中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店にお ける費用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税等相当額</td> <td>現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内容詳細については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について（令和3年2月22日 国官技第286号の3）参照</p>		区分	費 目	内 容	現場における増加費用	直接工事費目	ア 材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等	イ 労務費	①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜 掘工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額	ウ 水道光熱電力等料金	①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指 示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼働させるため に要する費用	エ 機械経費	①工事現場に在置する機械費用	間接工事費目	オ 仮設費	①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に 要する費用	カ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費	キ 準備費	①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充 てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のた めの諸準備・測量等で、 発注者が 指示あるいは 受発注者間協議 に より 発注者が必要と認めたもの に係る準備費用	ク 事業損失防止施設費	①仮設費に準じて積算した費用	ケ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用	コ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料	サ 技術管理費	原則として計上しない	シ 営繕費	①現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に 要する費用	ス 労務者輸送費	①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる 労務者を一括通勤させるための通勤費用	増加費用	セ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐 する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料 手当	ソ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用	タ 地代	①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等と して現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用	チ 福利厚生費等	①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信 交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中 の費用	本支店における増加費用	中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店にお ける費用	消費税等相当額		現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用	<p>区分修正</p> <p>文言追記</p>
区分	費 目	内 容																																																																																														
現場における増加費用	直接工事費目	ア 材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等																																																																																													
		イ 労務費	①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜 掘工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額																																																																																													
		ウ 水道光熱電力等料金	①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指 示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼働させるため に要する費用																																																																																													
	エ 機械経費	①工事現場に在置する機械費用																																																																																														
	間接工事費目	オ 仮設費	①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に 要する費用																																																																																													
		カ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費																																																																																													
		キ 準備費	①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充 てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のた めの諸準備・測量等で、指示あるいは協議により必要と認めたも のに係る準備費用																																																																																													
		ク 事業損失防止施設費	①仮設費に準じて積算した費用																																																																																													
		ケ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用																																																																																													
		コ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料																																																																																													
サ 技術管理費		原則として計上しない																																																																																														
シ 営繕費		①現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に 要する費用																																																																																														
ス 労務者輸送費		①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる 労務者を一括通勤させるための通勤費用																																																																																														
増加費用	セ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐 する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料 手当																																																																																														
	ソ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用																																																																																														
	タ 地代	①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等と して現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用																																																																																														
	チ 福利厚生費等	①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信 交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中 の費用																																																																																														
	本支店における増加費用	中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店にお ける費用																																																																																														
消費税等相当額		現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用																																																																																														
区分	費 目	内 容																																																																																														
現場における増加費用	直接工事費目	ア 材料費	①材料の保管費用 ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 ③直接工事費に計上された材料の損料等																																																																																													
		イ 労務費	①工事現場の維持に必要な労務費（中止後の労務費はトンネル・潜 掘工などの特殊技能工の確保以外は計上しない） ②他職種に転用した場合の労務費差額																																																																																													
		ウ 水道光熱電力等料金	①工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指 示しあるいは受発注者間協議により中止期間中稼働させるため に要する費用																																																																																													
	エ 機械経費	①工事現場に在置する機械費用																																																																																														
	間接工事費目	オ 仮設費	①仮設諸機材の損料 ②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 ③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に 要する費用																																																																																													
		カ 運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 ②大型機械類等の現場内運搬費																																																																																													
		キ 準備費	①別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充 てる通常の準備範囲を超える工事現場の後片付け、再開準備のた めの諸準備・測量等で、 発注者が 指示あるいは 受発注者間協議 に より 発注者が必要と認めたもの に係る準備費用																																																																																													
		ク 事業損失防止施設費	①仮設費に準じて積算した費用																																																																																													
		ケ 安全費	①既存の安全設備に係る費用 ②新たな工事現場の維持等に要する安全費用																																																																																													
		コ 役務費	①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 ②電力水道等の基本料																																																																																													
サ 技術管理費		原則として計上しない																																																																																														
シ 営繕費		①現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に 要する費用																																																																																														
ス 労務者輸送費		①工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させる 労務者を一括通勤させるための通勤費用																																																																																														
増加費用	セ 社員等従業員給料手当	①元請・下請会社の現場常駐の従業員に支給する給料手当 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に 縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、常駐 する従業員に支給する給料手当 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料 手当																																																																																														
	ソ 労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 ②解雇・休業手当を払う場合の費用																																																																																														
	タ 地代	①現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等と して現場管理費率に計上されている費用の中止期間中の費用																																																																																														
	チ 福利厚生費等	①現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・福利厚生費・通信 交通費として現場管理費率に計上されている費用の中止期間中 の費用																																																																																														
	本支店における増加費用	中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店にお ける費用																																																																																														
消費税等相当額		現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用																																																																																														

請負工事設計変更等ガイドライン 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<div data-bbox="436 1145 779 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>請負工事設計変更等ガイドライン 平成30年 4月策定 令和3年10月改正 札幌市財政局管財部工事管理室・契約管理課</p> </div>	<div data-bbox="1288 1129 1688 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>請負工事設計変更等ガイドライン 平成30年 4月策定 令和3年10月改正 令和7年 4月改正 札幌市財政局管財部工事管理室・契約管理課</p> </div>	<p>改正年月の 追記</p>